4．事業実施期間及び指定の有効期間
5．前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6．資金の調達に関する実績
⑴　計画期間全体における事業資金額　　総計○○百万円
⑵　年度別内訳
㈠　平成○○年度
(i)　事業調達実績額　　小計○○百万円
(ii)　内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

㈡　平成○○年度
(i)　事業調達実績額　　小計○○百万円
(ii)　内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

7．従業員に関する事項
⑴　法人が常時雇用する従業員数　人
⑵　国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数　人

注１　7．⑴に記載した内容の事実を証する書類として、法人が常時雇用する全従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

２　7．⑵に記載した内容の事実を証する書類として、国家戦略特別区域の区域外にある事業所において常時雇用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の８（第11条の５関係）

特定事業の実施に係る認定書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第11条の５第２項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の９（第11条の５関係）

特定事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの国家戦略特別区域法施行規則第11条の５第１項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第六の十一及び別記様式第六の十二中「第27条の４」を「第27条の５」に改める。

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

省　令

○財務省令第六十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十一条第一項及び第六十八条の六十三の二第一項、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第八号及び第十一条並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十七条第一項及び第三十九条の九十の二第一項の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十八を第二十一条の十七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

第二十一条の十八　施行令第三十七条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第六十一条第一項の内国法人が合併に係る合併法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する指定（以下この号及び次号において「指定」という。）を受けていた場合　当該内国法人の設立の日から当該被合併法人（当該合併に係る被合併法人のうち二以上の法人が指定を受けていた場合には、その指定を受けていた被合併法人のうち設立の日が最も早い法人）の設立の日（同日が当該内国法人の設立の日後である場合には、当該内国法人の設立の日）以後五年を経過する日までの期間